

令和6年度 千城台南中学校 PTA総会資料

令和6年4月19日(金)
千城台南中学校(書面)

目 次

1. はじめに
2. 報 告
 - (1) 令和5年度 活動報告
 - (2) 令和5年度 会計報告
 - (3) 令和5年度 特別会計報告
 - (4) 令和5年度 会計監査報告その他
3. 議 事
 - (1) 令和5年度 活動報告並びに会計報告について
 - (2) 令和6年度 活動方針案について
 - (3) 令和6年度 おやじの会(保護者協力会)活動方針案について
 - (4) 令和6年度 予算案について
 - (5) 令和6年度 役員を選出について
 - (6) その他

1. はじめに

葉桜の候、会員の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より本校の教育活動及びPTA活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

例年4月下旬から5月初旬に開催していましたが、コロナ禍より回復傾向にありつつも今までの生活様式を見直す風潮のなか、協議の結果、『書面決議』という形を取らせていただくこととなりました。

つきましては、本資料と別紙配布資料[役員選出について(案)]の2つの総会資料をもちまして『令和6年度 千城台南中学校 PTA総会』とさせていただきます。

なお、別途配布させていただきます「書面決議書」にて、保護者の皆様の「賛成・反対」のご意志をお知らせいただけますよう、よろしく願いいたします。

この1年間の、保護者並びに教職員の皆様方のご協力に心から感謝いたします。

千城台南中学校 令和5年度PTA役員一同

2. 報 告

(1) 令和5年度 活動報告

(PTA総会)	令和5年4月21日(金)	(書面)
(役員会)		
理事会	令和5年5月11日	午後3:30～ 図書室
	令和5年7月12日、9月6日、11月8日、	
	令和6年1月10日、2月21日	書面
本部役員会	令和5年5月11日、7月12日、9月6日、11月8日、	
	令和6年1月10日、2月21日	午後3:30～ PTA会議室
選考委員会	令和5年11月8日～令和6年3月31日	

(本 部) 活動報告

4月	4日	令和5年度 会計監査、新旧役員初顔合わせ、総会資料製本作業
	7日	南中入学式、1年生理事決め
	19日	第5回若葉区PTA連合協議会理事会(若松中)
	21日	令和5年度PTA総会(書面)、保護者会、2・3年生理事決め 周年行事打ち合わせ(本校)
5月	24日	千葉市 PTA 連絡協議会 定期総会(千葉市民会館)
	27日	南中体育祭(受付)
6月	10日	令和5年度 千城台南中学校区青少年育成委員会 総会(本校)
	21日	第1回若葉区 PTA 連合協議会 理事会(都賀コミュニティセンター)
	23日	千城台ブロック5校親睦バレーボール 第1回代表者会議(わかば小)
	29日	千城台南中学校区青少年育成委員会 第1回広報部部会(本校)
7月	1日	千城台南中学校区青少年育成委員会 夏の点検補導活動(雨天中止)
	13日	千城台南中学校区青少年育成委員会 第1回理事会(本校)
	22日	千城台南中学校区青少年育成委員会サマーキャンプ
	23日	千城台南中学校区青少年育成委員会サマーキャンプ
	30日	千城台ブロック5校親睦バレーボール大会(西中)
	30日	千城台ふれあい夏まつり
	30日	千葉市母と女性教職員の会 全体会(リモート)
8月	31日	千城台南中学校区青少年育成委員会 第2回広報部部会(本校)
9月	6日	第1回創立50周年記念事業実行委員会(本校)
	7日	千城台南中学校区青少年育成委員会第3回広報部部会(本校)
	14日	千城台南中学校区青少年育成委員会第2回理事会(本校)
	21日	千城台南中学校区青少年育成委員会第4回広報部部会(本校)
	27日	第2回若葉区 PTA 連合協議会理事会(リモート)
	18日	第2回創立50周年記念事業実行委員会(本校)
	20日	合唱コンクール(若葉文化ホール)
	29日	千城台南中学校区青少年育成委員会バトミントン大会(本校)
11月	9日	千城台南中学校区青少年育成委員会第3回理事会(本校)
	16日	千城台南中学校区青少年育成委員会第6回広報部部会(本校)
	17日	千城台ブロック5校親睦バレーボール 第2回代表者会議(わかば小)
	22日	第3回若葉区 PTA 連合協議会理事会(貝塚中)

- 12月 2日 千城台南中学校区青少年育成委員会 冬の点検補導活動
 1月 11日 千城台南中学校区青少年育成委員会第7回広報部部会(本校)
 千城台南中学校区青少年育成委員会第4回理事会(本校)
 25日 千城台南中学校区青少年育成委員会第8回広報部部会(本校)
 28日 少年文化祭(千城台公民館)
 2月 1日 千城台南中学校区青少年育成委員会第9回広報部部会(本校)
 6日 新入生保護者説明会(本校)
 14日 若葉区 PTA 連合協議会 研究大会(都賀コミュニティセンター)
 第4回若葉区 PTA 連合協議会理事会(書面)
 15日 千城台南中学校区青少年育成委員会第10回広報部部会(本校)
 3月 5日 千城台南中学校区青少年育成委員会第11回広報部部会(本校)
 8日 南中卒業式(本校)
 14日 千城台南中学校区青少年育成委員会第5回理事会(本校)

(1学年) 活動報告

5月 11日 新学年理事顔合わせ

(2学年) 活動報告

5月 11日 新学年理事顔合わせ

(3学年) 活動報告

5月 11日 新学年理事顔合わせ

(卒業対策関係)活動報告

2月 22日 卒業記念祝菓子及び祝花について打ち合わせ
 3月 7日 卒業記念祝花納品
 3月 8日 卒業記念祝菓子納品

(広報部) 活動報告

活動なし

(校外育成部) 活動報告

7月 1日 千城台南中学校区青少年育成委員会 夏の点検補導活動(雨天中止)
 12月 2日 千城台南中学校区青少年育成委員会 冬の点検補導活動

(文化部) 活動報告

活動なし

(おやじの会) 活動報告

活動なし

(PTAバレーボール部) 活動報告

練習場所: 千城台南中体育館 他
 練習日時: 毎週金曜日 19:30~21:00
 内 容: 9人制ゴムバレーボール(他校及び地域チームとの練習試合を含む)
 練習場所: 千城台南中体育館 他

6月 23日 千城台ブロック5校親睦バレーボール 第1回代表者会議(わかば小)
 7月 30日 千城台ブロック5校親睦バレーボール大会(西中)
 11月 17日 千城台ブロック5校親睦バレーボール 第2回代表者会議(わかば小)

令和5年度 千城台南中学校 PTA会計決算報告書

一般会計

令和6年4月2日

【収入の部】			
項 目	予算額	決算額	備 考
前年度繰越金	1,493,227	1,493,227	
会費	690,000	714,000	
雑収入	0	12,185	預金利息、返金等
合計	2,183,227	2,219,412	

【支出の部】				
項 目	予算額	決算額	備 考	
1運営費	205,000	73,197		
内 訳	①会議費	20,000	0	
	②消耗品費	70,000	3,137	USBメモリ・封筒他
	③渉外費	10,000	1,000	
	④慶弔費	50,000	33,000	
	⑤通信交通費	5,000	0	
	⑥区P連・市P連会費	50,000	36,060	PTA連絡協議会会費
2活動費	265,000	184,918		
内 訳	①広報発行費	50,000	0	
	②学年活動費	60,000	50,780	自然教室援助金他
	③本部活動費	10,000	0	
	④専門部費	10,000	0	
	⑤団体保険加入費	35,000	28,760	PTA団体保険
	⑥行事奨励費	100,000	105,378	合唱コンクール会場費他
3教育環境整備費	100,000	100,000		
4予備費	1,493,227	41,948	名札ホルダー他	
5積立金	10,000	10,000		
6備品積立金	10,000	10,000		
7部活動援助費	100,000	10,000		
合計	2,183,227	430,063		

収入合計 決算額	¥2,219,412
支出合計 決算額	¥430,063
次年度繰越金	¥1,789,349

特別会計

項 目	入金額	合計金額
備品積立金	10,000	1,625,234
周年記念事業	10,000	1,385,416
P T A 特別会計	0	1,570,235

以上のとおり、ご報告申し上げます。

令和6年4月2日

会 計

帳簿、通帳については、監査した結果、相違ないことを確認いたしました。

令和6年4月2日

会計監査

3. 議 事

(1) 令和5年度 活動報告並びに決算報告について(別紙書面決議)

(2) 令和6年度 PTA活動方針 (案)

1. PTA活動の充実と組織運営の合理化を図り、活動計画の樹立と実践を推進する。
2. 研修活動を行うとともに、会員相互の親睦を深める。
3. 学年活動、学級活動を充実する。
4. 校舎内外の教育環境整備に協力し、中長期的な視野で充実をはかっていく。
5. 学芸研究、生徒活動を奨励し、学校行事等に積極的に協力する。
6. 各部においては会員の協力が得られる範囲で、以下の活動をすることができる。

☆ 文化部

会員の研修活動を推進する。

ベルマークを収集し、学校設備の充実に協力する。

☆ 広報部

PTA広報誌を発行する。

学校と家庭を結ぶ広報活動を行う。

☆ 校外育成部

地区青少年の健全育成活動に参加する。

地区パトロールを計画し実践する。

地区団体と連携し活動する。

(3) 令和6年度 おやじの会活動方針 (案)

1. 保護者として、PTA・学校の活動や諸事業について、可能な限り側面からの援助を行うことにより、PTA活動や学校教育に関心を持ち、また、活動をとおして子どもたちの健全な育成を支援する。
2. 以下のような活動を実践する。
 - ① 自己啓発のための研修や教育懇談会の実施
 - ② 活動や諸事業への援助
 - ③ 健全育成のための地域巡回活動
 - ④ 会員相互の親睦
 - ⑤ その他必要と認められる活動

(4) 令和6年度 PTA会計予算(案)

【収入の部】 (単位 円)

項 目	予算額	備考
前年度繰越金	1,789,349	
会 費	600,000	1世帯3,000円
雑 収 入		預金利息, 寄付
合 計	2,389,349	

【支出の部】 (単位 円)

項 目	予算額	備考
1.運営費	185,000	
内 訳	①会 議 費	10,000 理事会・諸会議費
	②消 耗 品 費	60,000 更紙・事務用品・総会資料・印刷機の消耗品等
	③渉 外 費	10,000 各種祝儀
	④慶 弔 費	50,000 会員慶弔
	⑤通信交通費	5,000 交通費
	⑥区P連・市P連会費	50,000 負担金
2.活動費	245,000	
内 訳	①広報誌発行費	50,000 広報誌発行
	②学年活動費	60,000 活動補助
	③本部活動費	10,000 活動補助(おやじの会活動費含む)
	④専門部費	10,000 活動補助
	⑤団体保険加入費	35,000 PTA団体保険
	⑥行事奨励費	80,000 各種行事等補助
3. 教育環境整備費	100,000	給食白衣・机修理等
4. 予備費	1,789,349	
5. 積立金	10,000	周年記念事業積立金
6. 備品積立金	10,000	
7. 部活動援助費	50,000	関東大会・全国大会出場時援助金
合 計	2,389,349	

※ 備品積立金の金額については、その年度の予算によって変わります。

(5) 令和6年度 役員選出について(案)

会則第7条第1項により選考委員会を組織し、慎重に審議した結果、次の方々を役員候補として推薦いたします。

選 考 委 員 会

個人情報保護の観点から、HP掲載ではなく各ご家庭へ配布とさせていただきます。

(6) その他 PTA会則改正について(案)

コロナ禍は明けましたが、PTA活動についてはコロナ禍前に戻すのではなく、現在の生活様式に合わせた形にしていきたいという考えのもと、令和5年度に試験的に行ってきたPTA運営・活動をこのたび本格的に改正していくことを提案します。

改正の大きなポイントとしましては、

- ① 非会員の対応
- ② 本部役員及び理事の人数規定を外す
(理事は0人とし、必要に応じその都度、ボランティアにて対応予定)
- ③ 書面や電子での決議を可能にする

の3点となります。詳細は改正案をご参照ください。

(6)その他

千城台南中学校PTA会則の一部改正について(案)[新旧対照表]

令和5年11月8日

第4回本部会・理事会資料

旧	新(改正案)
<p>第5章 役員 第6条 この会は、次の役員を置く。 1.本部役員 ・会 長 1 名 (父母から) ・副会長 3 名以上 (父母から2名以上、教員から1名) ・書 記 2 名 (父母から2名) ・会 計 3 名 (父母から2名、教員から1名) 2.学級理事 (各学級から2名、学級担任) 3.会計監査 2 名 (父母から)</p>	<p>第6条 この会は、次の役員を置く。 1.本部役員 ・会 長 ・副会長(教員から1名) ・書 記 ・会 計 (教員から1名) 2.会計監査 <u>また、必要に応じて次の役員を置くことができる。</u> 3.理事 <u>なお、人数及び任務については調整できるものとする。</u></p>
<p>・文言の改定。 理事について「置く」を「置くことができる」へ。 ・また、役員については必要に応じ人数や任務を調整できるようにする条文を追加。 これにより本部役員の少数化や理事の不選出を可能にする。 本部役員の少人数化や理事の不選出についての選出の結果は、従来とおり総会の承認を得て決定するものとする。</p>	
<p>第6章 会議 第11条 この会は、次の会議により運営する。 1.総会 2.本部役員会 (必要に応じて学代表・専門部長を含む) 3.理事会 4.学年理事会 5.学級理事会 6.専門部会</p>	<p>第11条 この会は、会議により運営することができる。<u>但し会員の召集が困難な場合は書面又は電磁的記録により議案について提案を行うことができる。</u> 書面により開催する総会の議事は、期日までに回答された書面決議書の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。 また、書面又は電磁的記録により開催するその他の会議の議事は、会員より反対の意志表示がなかったときは決議があったものとみなす。</p>
<p>・文言の改定。 「運営する」を「運営することができる」へ。 ・対面以外の会議運営を可能にする条文を追加。 総会の書面決議や本部会・理事会の書面報告を可能にする。</p>	